

磐城炭礦労働争議の経過真相

磐城炭礦鑛業所概況

内郷、町田、上府、高坂、住吉、綴、小野田、長倉、千代田、重内の十坑
労働者總數 一萬人、一ヶ月採炭高 十二萬噸

今回の當鑛業所小野田、長倉、綴、高坂、各坑に於ける鑛夫部の紛擾事件は全くある種野心家の謀れる策動に基き日本鑛夫組合員(内郷、小野田方面全坑七千の従業者を通じ約三四百名)が之に雷同したものでその提出したる要求条件なるものも勿論多数従業者衷心の叫びにもあらず提出者自身の眞の叫びにもあざざることは一度提出し會社より回答済になりたる要求条件を數日ならずして修正の申込をなしたる一事に徴するも明かである彼等の常套手段たるあらゆる流言蜚語更に進んで脅迫のため一時入坑夫數の減少を見たるも町田、内郷、上府、千代田重内各坑の鑛夫は激動だもせず會社の立場に大なる諒解を以て終始したることは實に喜ばに堪へざることであつた。

外來の職業争議者流の一部鑛夫が現下の會社經濟上から見て無理と思はるゝ要求を飽くまでも貫かむとしたるにより會社は事實上此の要求を容るゝこと能はざる爲に二十數日に亘り戦ふの止むなきに到つたのである是獨り當會社のみの問題にあらず常磐炭礦否日本全炭礦共通の問題と思惟したが爲である。

一、原因と見るべきもの

今回の紛擾事件の原因と見るべきはほゞ之を四つに分けて考へることが出来るが要するに公正なる精神を没却し不純なる動機に出たことが看取せらるゝ。

(1) 疑心暗鬼を生ず

大正十五年八月鑛夫組合の支部が設置され組合員も相當多數にのぼつたので何かの機會を見てストライキをやつて見たいといふ氣心があつたところへ會社で組合の幹部を敲首するであらうといふ疑心暗鬼から山代問題をきつかけに此の争議が起つたもので之が最も主要な原因と認められる。

(2) 小野田坑飯場頭山代吉宗の解職

これは此の争議の直接の原因と見られて居るが會社としては同人の解雇断行までには彼の社會的に見て穩かでない言動及會社に對する不誠實極まる度々の行爲について幾度も忠告を與へ反省も促した結果同人も立派に前非を改めることを誓ひ自署した誓書を會社に納れたに拘らずその誓書を全然裏切る行動を繰返して止まないで萬止むを得ず遂に解雇したもので特に相當の手當金も支給したなど出來得るだけの情理を盡したことは一般の等しく首肯して居る所である。

(3) 鑛夫組合磐城支部幹部の野心

昨年八月鑛夫組合磐城支部設置されたがその前後幹部は加盟者募集の手段として加盟後は必ず賃金値上げ、時間短縮手當増額等實現しやると誰でも飛びつきさうな誘惑を試みたので一部の人々が加盟するに至つたがこれらの豫約は幾月を経るも履行されず全く不渡りに終らんとしたので幹部に對する不信任の弊漸く喧しくなつてきたため幹部はこゝで何とかせねば支部は瓦解の慘を見る運命に陥るといふ袖手崩壊を待つよりはといふ考に萬一を僥倖したいといふ思惑も手傳つて今回の舉に出たものであると思はれる。

(4) 傍系的一因

猶別に傍系的一因とも見るべきは鑛夫組合磐城支部は豫て組合本部の幹部が支部を喰ひ物にする傾向がある故磐城炭礦支部はせめて本部の制肘を受けない様に獨立しやうといふ様な考から自然組合本部と意思疏通を缺くに至り折柄管て政治研究會當時より提携を續け來つた山代誠首の問題が起り見殺しも出來ず自分の配下の地盤を提供して起つたこと見るべき節もある。

二、經過

組合側では東京本部及各地友誼團體の應援の下に愈罷業を断行するに決し先づ左記要求書を一月二十六日會社に提出したが皮相淺薄何處を検討するも労働者の聲は反映されて居ないのであつた。

要求書内容

昭和二年一月廿六日

磐城炭礦従業員 代表者五名各署名

初め右要求書には「全山争議團」なる名稱を附したるが實に隔絶する借稱なるを以て之を「従業者」と改むるの趣旨により従業者以外の者は代表と認むる能はず、但者中従業者にあらざる者も望望ならば單に立會に限り許すべし、立會代表兩者も適當に人員を制限することとして飽まで公明なる態度を以て交渉する考なるを以て記者諸氏の立會を希望することの五條件を提示したるに全部之を承諾し要求書に記した「全山争議團」を「従業者」改めた上出し放しの儀何等の説明も加へず意見も陳べずた。

彼等に要求書提出と前後して流言蜚語を放ちあらゆる惡行ひ従業者の心胸攪亂に努め事態漸く惡化したので遂にその注意もあり會社幹部關係職員鑛炭會員出動して警戒することとなつた

會社では二十八日代表者従業員九名が面會を求めたるにの如き回答を與へた

- 第一 山代、佐々木、粟谷三名復職ノ件ハ山代、佐々木ノ復職ハ遺憾ナガラ出來ナイ粟谷君ハ本人自身出頭シ會社ト遺族扶助料ノ件ニツキ争フ事ヲ断念誠心誠意働クト云フ申出ラヌレバ會社ニ於テ考慮
- 第二 賃金ノ値上げ
- 第三 労働時間ノ短縮
- 第五 飯場制度並組長制度ノ徹底的改善
- 第六 鶴燒寶安全燈料ノ會社負担
- 第十 全従業員及其家族ノ醫藥無料
- 第十三 豫後備召集ノ場合ハ其當時ノ豫賃金ノ半額及給
- 第十四 簡閱點呼ノ場合日給及旅費ノ支給

右に就ては日本全國の炭礦は今最も非況のどん底にありとしても現今の經濟状態では到底出來ない。

- 第四 勤続手當並退職手當ノ制定
- 第十 長屋ノ改善
- 第七 坑内外作業設備ノ改善
- 第八 白米ノ改善
- 第九 衛生設備ノ改善
- 第十二 醫者ノ不親切ナル行爲ノ改善

此の四つは會社で從來も充分研究して誠意を以つてその改善して居ることもあり此後は尙一層調査研究の上改善に折る。

第十五 争議ノ犠牲者ヲ出サザルコト

之も要求に應ずるわけに行かない
右で回答済になつた譯であるが終りに御參考までに總括的社のある所を申上げるそれは今後會社は尙一層會社經許す範圍に於て一般従業員諸君の福利の増進に努力するにあらう。

後いろ／＼の應對があつたけれ共特記すべきことなし。超えて一月三十日信賴すべき調停者が現れたが然し非公式表面的であつた當時其の調停者から

「組合側では今回の紛擾は第一名分を欠き殆んど失敗にんとする概があるので此際無條件調停して貰ひたいと云出である只今回の紛擾事件に就て敲首者を出さない事に貰ひ度といふことであるから會社側でも何んぞか考へたいものである。」

といふ話があつた會社では慎重熟議の結果調停者に對す争議の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給二、要求條件には絶対に觸れないもし觸れる様なことがあ

場合は一月二十八日の回答通りである、三、金一封を支給の三項で話がついて二月一日面會する事になつた。二月一日調停者立會の下に會社従業員三名と組合側幹部高梨兩氏を加へた五名と會見した所組合幹部は意外にも要求條件の改訂を提案しその理由として誰にも過ちはあ